

資料室

資料一

千溝小学校廃止処分等

取消請求事件

訴状

当事者 別紙記載の通り

請求の趣旨

一 被告が、昭和五十九年十月二十

六年付けでなした千溝小学校廃止

決議及び同月三十一日付けでなし

た新潟県教育委員会宛提出にかか

る千溝小学校廃止届による、同校

廃止処分を取り消す。

二 被告が、原告らに対し、その

保護する子女の就学すべき小学校

を小出小学校と指定する旨の就学

指定通知をすることが違法である

ことを確認する。

三 被告は、原告らに対し、その保

護する子女の就学すべき小学校を

定めなくてはならない。

四 訴訟費用は被告の負担とする。

請求の原因

第一 当事者

小出町立千溝小学校は、明治七年に設置され、小出町大字千溝一三三〇番地の二に位置している。昭和五十九年度の同校生徒数は四五年、職員数八名(うち教師は六名)である。原告らを別紙記載の通りそれぞれ同校の一年生から五年生までの児童の親権者たる父母である。

一 被告小出町教育委員会の廃校方針にもとづき、小出町町長は、昭和五十九年六月十八日同町議会に對して、千溝小学校を廃止する条例案を提案した。そして右条例案は昭和五十九年七月六日町議会で可決された。

他方同町長は、昭和五十九年七月四日をもって、千溝学区民との間に「いままでの経過を反省し、今後は、学区民の意志を十分に尊重し、統合については、住民の同意なしでは強行しません」との合意書を交したが、被告を統轄する町長の右合意書にもかかわらず、被告は、原告ら千溝地区住民との

間で廃校の合意を得ることなく、昭和五十九年十月二十六日、千溝小学校の「昭和六十年四月一日付け廃止」を決議し、同月三十一日右小学校の廃止届を新潟県教育委員会(以下、県教育委員会といふ)に対し提出した。

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二三条は、学校その他の教育機関の設置・管理及び廃止に関する権限を教育委員会の権限と定めており、右規定は教育機関としての「学校」の廃止を教育委員会の権限と定めたものである。学校の廃止については市町村教育委員会は廃止決議をなすとともに右廃止について都道府県教育委員会に廃止届を提出すべきものとなつてはいる。したがって、右廃止決議及び廃止届により教育機関としての学校の廃止処分がなされるものである。

三 学校教育法施行令第六条は、翌学年の初めから一月前までに就学通知をなすべき旨規定している。右のことから、前述のように、被告は昭和五十九年十月二十六日に千溝小学校の廃止決議をなし、同月三十一日に県教育委員会に同校の廃止届を提出し、教育機関としての同校の廃止処分をなしたものである。

また、右就学通知により、原告が小学校を小出小学校とする就学指定通知をなすことは明らかである。

らはその保護する子女を小出小学
校に就学させる具体的な義務が生
じるのであるから、右就学指定通
知は行政処分である。

第三 本件処分の違法性

一 教育権の侵害（その一）——過 大学校・過大学級と教育条件の低 下

(1) 一般的に、小学校の適正規模
は二二一～八学級とされている。

国民教育研究所が、昭和五十
八年なした調査によると左記の
結果が出ている。

小学校では、どの程度を「過
大学校」とみるかの教師の意識
調査によれば、学級数にしてほ
ぼ二五学級をこえる程度が過半
数の職員の示すレベルとなる。

そして児童・生徒数で九〇〇人
～一〇〇〇人をこせば过大という
点では、今日共通認識になって
いる。

右研究所報告も指摘している
通り、学校規模が学級規模と同
様、教育荒廃を克服し、ひとり
ひとりにゆきとどいた教育を実
現するうえでの基本的条件の一
つである。また学校規模の过大
が、教科指導、生活指導などの
教育指導上の面、学校における

教職員、こども、親たちとの人
間関係の面、運営・組織、施設・
設備など学校運営面、またこと
もたちの問題行動、非行の発現
とそれへの対応の面などおよそ
学校における生活の全面で大き
なマイナスの影響を与えている。

1 学級規模について
上級研究所の調査は、四〇人以
ての学級は極端に非教育的で、
三五人以下の場合と教育効果に
おいて大きな差があることを指
摘している。この意味において
四〇人を超える学級はますなに
よりも「過大学級」（絶対的過
大学級）といえる。県内でも圧
倒的多数の教師がその経験から
三五人以下の学級を求めていいる。
さらに、各教科・生活指導の
両面から、具体的な指導を実践
していくうえで、大多数の教師
は三〇人以下を求めていいる。し
たがって三〇人を超える学級も
「準過大学級」といえる。

このことは県内教師の大多数
が実感しているところであるが、
「非行・校内暴力・問題行動」
が続発するなかで、このことを
一層強く認識させていく。
歐米ではすでに三〇人以上を

過大学級とよび、いまや二〇人
台の学級規模を教育的としてい
る。特に校内暴力・非行の多發
しているアメリカの教師の適正
規模要求は二〇～二四人に集中
している。

2 過大学級の問題点は、右研究 所も指摘する通り、以下の諸点 にまとめられる。そして学級規 模の縮小こそは、教育条件改善 の最大且つ緊急の課題である。

第一に、過大学級はひとりひ
とりの子供の特徴や性格にあつ
た豈かな教育をさまたげ、きめ
細かな個別指導等を困難にして
いることである。また個別指導
を必要とする技能的なものの指
導をさまたげている。

第二に、子供と教職員の接触
を人間的でなく事務的・機械的
にしていることである。そのこ
とと関連して、子供の情緒や感
情を歪め、内気な子の積極性を
抑え、問題児の指導がゆきとど
かない、といった問題を数多く
生みだしている。

第五に、各教科の授業におい
て、教師が教科の特質にあわせ
て変化にとむ、きめ細かな指導
を展開するうえでの障害になっ
ていることである。子供たちを
いきいきと教科の学習にたち向
かわせ意欲をもって学ばせる

る。過大学級では、子供の学習
過程が見落され、つまずきの発
見が困難となり、できない子、
を多く作り出す。すべての子供
と基礎学力を保障するうえでも
現行学級規模は大きく改善され
なければならない。

第四に、子供の個性と能力を
豊に伸ばすうえで大きな障害と
なっていることである。運動児
の引き上げも難しいが、また、
のみこみの早い子への周到な指
導も不十分となっている。個性
と能力を伸ばすためには、子供
の自発活動が活発化されなければ
ならないが、そのような教育
活動は過大学級では難しい。そ
れぞれの子供が長所や個性を伸
ばすうえで学級規模は改善され
なければならない。

第六に、教科の授業において、
子供たちをいきいきと教科の学習にたち向
かわせ意欲をもって学ばせる
うえで、このような教科の授業
の十分な準備と整理を欠かすこと
はできない。

第六に、生活指導を困難にしていることである。基礎的な生活習慣の形成、学習や生活面での意欲や積極性を引き出すこと、友愛と協同の精神にもとづいた集団づくりなどの指導は、学校教育の重要な側面であるが、過度の大學生級はこれらを形式化し、あるいは不十分なものにしてしまう。子どもの集中度を高め、よそみ、私語、あくびのような非学習的活動を是正するために、学級規模の適正化が求められる。

第七に、子供の健康と安全を損なう条件となっていることである。教室の面積との関係でも、技術科の実習指導においても、また校外学習などの安全確保の面でも、子供の健康と安全の問題を見逃すことはできない。

第八に、家庭、父母とのつながりをさまたげていることである。学校教育、特に初等・中等教育にとって家庭と学校、父母と教師の連絡、相互理解、提携は不可欠である。しかし過大生級はこれらを充実をさまたげている。

第九に、教師にきわめて過重な負担をしいいているとともに、

教育者としての良心を壓滅させ
る条件となつてゐることである。
労働条件の面だけではなく、さまで
ざまな精神的な圧迫感・緊張感
を幾重にもつくりだし、教育研
究の時間をいちじるしく制約し、
いきいきとした創造的・自主的
教育活動を困難にしている。
以上の通り、過大學級では、
子供の学習条件を著しく困難に
しており、学級規模の縮小は教
育条件改善の最も重要な課題と
なつてゐる。

右の通り学級規模の縮小こそ、
教育条件改善の最大課題である
が、この問題を一層深刻にして
いる背景には、学校が、学習指
導要領、それに準拠した教科書
そして進度点検、單元毎の時間
配当ががっちり決められている
ことである。

子供たちに「おちこぼれ」が
生れ、「おちこぼし」をつくり、
教師はこの時期からそれを意識

する暇もない多忙さにおかれていく。そして「生徒・児童が半数わかれれば先へ進む」「新幹線教育でなく、一駅一駅ちゃんと停る指導を」といわれるようになつた。右表によれば、単元数は一七から二五へと六八%増える。それなのに教科書のページは二六〇から一五四に短縮（指導の丁寧さの否定）かけ算は五一ページから八ページに激減（スピード指導の要請）した。このような詰め込み教育の結果、小・中学校生徒にも授業に対する深刻な悩みがもたらされるようになつた。

昭和五十七年度に総理府が実施した、小学校五年から中学三年までの「子供の意識に関する世論調査」では、授業内容の理解度では、「殆ど理解できる」が二六%に対して「三分の二位は理解できる」四〇%、「半分位理解できる」二八%、「三分の一一位しか理解できない」四%、「殆ど理解できない」一%となつており、授業についていけない生徒が非常に多いことを示して

(三) 小出小学校の規模について
小学校の適正規模を、一学級
三五人の一八学級とすると、一
校六三〇名である。(最大限二
四学級としても八四〇名であ
る。) こうした面からみても八
七〇名の小出小学校は過大学校
である。

板に、千鶴小学校が統合されると、生徒数は九〇〇名を超すこととなる。(学級数は特殊一学級を加えて二五クラスとなる。)

2 小出小学校では七学級が四〇名以上を超える三六名～四〇名の学級は七学級となり過大学級は全体の六〇%となっている。

千鶴小学校の統合による増加を考慮すると、三六名以上の準過大学級は二〇学級となり全体の八三・九%となる。(うち四〇人を越える学級は四学級となるが、

五年生は四五名二クラス、四年生二クラスとなつてゐる。) 右の通り小出小学校は過大学

校・過大学級として、子供にとって厳しい教育条件下にあり、統合される千溝学区の子供たちに

とって著しい教育条件の低下になることはもとより、受入れ校たる小出小学校の子供たちにとっても教育条件の低下につながる。

現に、新潟県の少年犯罪は、大都市周辺部を除くと、トップに位置している。ところが小出町の少年犯罪発生率は、県内で最も一～二を争う位置にある。

右小出小学校の規模は「二五学級以上はできるだけ分離進学」との県の分離基準規模（前掲県教育委員会通達参照）に、かぎりなく近い規模（五年生が三名増加すれば二五学級となる）であり、原告らの子供にとって過大学校・過大学級という点で教育条件は極めて悪化するといわねばならない。

また、小出小学校は、千溝小学校を統合して二四学級になる

のであり、本件統合は、一八学級以上になる統合にあたり「将來児童生徒が減少すると見込ま

れる場合のみとする」との県の基準（前掲）からみても著しく反している。

3 尚この点について、文部省は昭和四十八年通達で左記のように指示している。

「学校統合の意義及び学校の適正規模については、左記の通り示しているところであるが、

学校規模を重視する余り無理な学校統合を行ない、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、尚小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もありうることに留意すること。」

本件統合は、右通達の趣旨からも著しく逸脱している。

二 教育権の侵害（その二）
通学条件の著しい悪化と教育条件の低下

影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないように配慮すること」と指示している。

〔一〕 適正な通学距離について
学校施設基準規格調査会答申

（昭和三十八年）では、農村の小学校では一キロメ以下、通学時間一五分以内としている。文部省が労働科学研究所での協力を得て行なった「疲労度と通学距離」の調査では一キロ～四キロまでの子供の登校時の疲労は、一時間自休憩時から午前中の授業終了にむかって回復が明らかでなく「通学に伴う疲労度が高く学習上不利な条件となつていい」とある。小出町における昭和五八年度十二月から同五十九年四月までの降雪量等の観測表は別表〔一〕記載の通りである。

右資料は小出町の消防署において観測したものであり、千溝地区においては右積雪量より約二〇%が多い。

右観測によつても一日の降雪量が二〇センチを超えた日が、

四十七日に及んでいる。総降雪量は二十一メートル及び一メートル以上の積雪期間は一一三日間（うち二メートル以上が六七日間）である。

この期間雪の為、中学生が腰

までの雪をかきわけながら登校した日も多くある（勿論こんな

〔一〕 前記文部省通達は、通学問題について「通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える

小学校までの距離は三～四・二キロであり、原告の中でも四キロを超えているものは六名になる。

一日八キロの歩行が、児童の体力に大きな疲労を蓄積することは、明白である。また登下校時間についても、とても往復二時間では不可能である。

特に年間を通じて三〇%以上の降雪期があり、登下校には大変な困難がともなる。

同地域の豪雪は他に例をみなしきである。小出町における昭和五八年度十二月から同五十九年四月までの降雪量等の観測表は別表〔一〕記載の通りである。

右資料は小出町の消防署において観測したものであり、千溝地区においては右積雪量より約二〇%が多い。

右観測によつても一日の降雪量が二〇センチを超えた日が、

四十七日に及んでいる。総降雪量は二十一メートル及び一メートル以上の積雪期間は一一三日間（うち二メートル以上が六七日間）である。

この期間雪の為、中学生が腰

までの雪をかきわけながら登校した日も多くある（勿論こんな

時はバスも道路両側の除雪まで通行しない)。

こんな状況であり、小学生にとってはとても通学不可能あることは大抵遅刻の日が、かなり発生することが想定される。

通学路は小出町内とはことなり消雪パイプもなく、降りしきる、積る雪の中を四キロ登下校することとなる。道路の両側は一米~四米に及ぶ雪の壁となり、極端に狭く、空は見えるが、まさにトンネルと同じである。

また積雪による歩行困難と、凍結による歩行の危険(教育長

は「たしかにグレーダーが通つたあとはつるつるするが、そういう道を歩くことも、平衡感覚が育つとか、そういう面で大変に勉強になり、将来のためになると思う」と述べているが)が待ち構えている。高速道路の完成により、小出インターからの車輛が激増しており、しかも高速で走行してきた車輛が通常道路に出るということで、事故発生の危険も大きい。

①右の通り四キロにもおよぶの登下校(降雪中の通学をふくめ)が、極端な疲労を児童に与

えること、そしてそのことが教育上のマイナスになることは一見明白である。

②また右登下校をする時間についても、授業・食事・睡眠を除いた子供の自由時間は、限られており、この自由時間が年間を通して、毎日通学にさかれることは大きなハンディである。

取分け冬期間雪道であること、そして児童の足を考えると、積雪時は片道一・五~二時間程度が想定される。このハンディは極端に大きくなる。

右時間的制限は、私生活にどまらず、学校でのクラブ活動・クラブ活動・補習授業にも当然影響する。

③そのうえ凍結あるいは降雪下での交通事故等の危険性も大きい。

いずれにしても、通学問題が児童に与える教育的不利益は救済しがたい程大きいといわざるを得ない。

四 バス通学問題

①被告は、学年・季節を考慮してスクールバスを運行することも考慮していると述べている。

教育長は総務委員会で、「通

学の手段としては、徒歩があるり、バスがあつたりするが、

バス通学は時間的に制約される面があるので、問題がなくなると考えている。広神村の例もあるのでからずもバス通学がよいとは、私は考えていない。

実際に歩で通学できる距離はどの程度かの判断になるとと思う。

通学は、毎日毎日の訓練の場でもあるので、歩かせることが必要であると考へている。(北魚沼郡広神村では小学校・中学校あわせて五台のバスを使用しており、通学関係費用だけでも年間五〇〇〇万円近くにのぼっている)と述べている。

右見解からすれば部分的にバス通学導入を考慮しているかに理解できるが他方で予算上等の行政理由から早期に(通学に慣れたら)徒歩通学に切り換えるやにも理解できる。(現に越路町は統合に際して、バス通学の約束をしたが、一年程度の実施をしたのみで、以降は廃止している。その為通学の混乱がひどく、遅刻が多発し、実質的教育差別が広がっている。)

となると、それ自身大きな問題を生みだす。

2 通学条件を教育上の環境と見た場合、小学校はあくまで徒歩通学(小出教育長が言うように、訓練・根性の問題として無茶な距離を歩かせるのではなく)歩いて通る学校が原則とされるべきである。

歩いて通れる適正な距離といふ通学状況は、通学時の安全性や自然・地域の人々とのふれ合いなどを保障し、子供の疲労を少なくしてよりよい生活・學習条件を確保する。

この点について、名古屋高等裁判所金沢支部の昭和五十一年五月十一日決定は次のように述べている。

「児童らの通学距離の適否は、その心身の発達状態、交友関係さらには家庭との結びつきなど諸般の事情を斟酌して総合的に配慮されるべき」とのべ、さらに「廃校処分によって、右児童らことに低学年児童らにとつての旧小学校への徒歩通学による居住地域の自然との接觸、それについての理解、また右抗告人らと右児童らにとつての旧小学

校と家庭との親密感、近距離感等旧小学校への就学によって維持される人格形成上、教育上の良き諸条件を失うこととなり、それは右抗告人らにとって回復の困難な損害といわねばならない。

つきに右児童らが統合小学校へ就学する場合、通学はバスによるとしても冬期豪雪時の遅刻、不参はさけがたいものであり、また児童の緊急事態に際しての保護者である右抗告人らとの連絡、応急措置上の不都合、あるいはバスによる交通事故の危険等が予想され、これは一種の教育条件の低下というべく、それが統合小学校への就学によって得られる諸々の利点を考慮しても、なお右抗告人らにとっての回復の困難な損害といわねばならない」と指摘して、バス通学が教育条件の低下をもたらすと認定している。

3 さらにバス通学は、学校教育

に必然的に時間的制約をもたらす。放課後のクラブ活動・クラス活動については、千溝地区の児童は当然参加を、制約されるこ

となる。放課後のクラブ活動等については最近では極めて重視されており、この活動への参加が制限されることは、教育上の大きなマイナスである。また文化祭等の行事・クラス活動においても千溝の生徒はバス時間を条件として参加することとなる。

そして最近の学校では、なるべくすべての生徒に、基本的事項を理解させて進むために、理解度の遅い児童を残して先生が教えているのが実情であるが、これも時間的制約下困難になつてくる。とくに過大学級では、授業中終ての児童に十分理解させて進むのは事実上困難である。

放課後等を利用して補習授業をしているのが実情である。

右の論点は、直接的に教育条件を低下するものであり、千溝地区の児童であることによつて、教育条件に差別が生ずることとなる。

以上の通り、原告らの子供にとって、小出小学校への通学は、歩くであつてもバスであつても著しい教育条件の低下をもたらす。

三 教育権の侵害（その三）

学区の持つ教育力の減殺による教育条件の低下

(一) 千溝小学校区は、農村の学区としての特徴を有しており、その学区には子供と家族が住み、日常的な生活を営む場であり、また学区の中心に学校があり自宅からは、数百米程度の距離にあり、低学年でも無理なく（降雪時でも）通学できる距離にある。

また明治七年に、小学校が開設されて以降、千溝学区の人々は経済的にも文化的にも、そして精神的にも千溝小学校をさえ、また千溝小学校を中心とまってきた。

(二) 千溝小学校では、学校開設以来地元住民が経済的に、学校施設等を支えてきた。また小規模校であるか故に、戦後一貫して総ての保護者を結集したPTA活動が継続され、同規模程度の他校に学ぶべく他校視察五〇数校という実績をつみ、つねに側面から学校教育を支えてきた。

また学校と協力して、自校給食の維持（小出町ではセンター給食を導入しているが、千溝で

は自校給食を維持）・農園の開設（学区住民から畠・田を借入）・学校を中心とした地域ぐるみの文化祭等教育効果を真剣に考えた結果として、さまざまな施策を実施してきた。

これを可能にしたのは、自分から、そして田畠から、学校が、先生が見える。そして子供のことを見きに野良着のまま行けるという学区の実情があつたからである。

他方で、教師の側からも児童一人一人の家庭の状況等が判り、きめこまかに指導・教育がなされてきた。

いま「おちこぼれ、登校拒否、非行、問題行動」等現代的課題に対して学校・父母・地域が一体となった協力の必要が強く指摘されているが、まさに千溝学区では、学校・父母・地域が一体となつた教育をするなかでこのような問題を克服してきたのである。

新潟県のPTA副読本（子供の幸せを求めて）はつぎのようについている。

なりある。この点に注目した県の教育研究所が、その要因を解明して……へき地児童生徒の学力は、地域の文化度と教師の指導力による。地域の文化度とは、経済的に豊かであるとか、交通の便がよいということではなくて、地域住民の生活の構えのことである。地域住民の生活の構えが前向きのところでは、学校の教育活動と地域および親のねがいとは、その方向において一致する。教師はその努力に張合いを感じ、子供は安定感をもって勉強に打ち込み、日々の学習と生活に喜びを感じる。

このような基盤の上に教師の指導が効果をおさめる。へき地児童生徒の学力を高めるには、地域住民の生活の構えをかえるための活動が必要である」

(三) 干溝の子供たちは、小さな学区内すべてを自分の遊び場とし、自然や大人の労働、そして学区のさまざまな行事等に接しながら学んできた。

厳しい豪雪とのたたかい、学区こぞっての各種行事、そして子供たちの教育の為に全員で協力する父母の姿等、地域住民・

父母の姿は、協力して働くことの大切さを子供たちに自然に教える。そしてそのことが、教育上も当然反映する。

小規模校で、互いに理解し、助けあいながら学習する作風が定着している。大規模校では、小学校でありながら、他を押し退けても自分が上にあがり、運れた子供を顧みないとの風潮が強い。

また豪雪にたいしても、逆にこれをスキー授業に組み込むことによって大きな教育効果をあげてきた。

干溝の子供たちが受けってきた教育こそ、本当に小学校教育として素晴らしいものでなかろうか。

四 本件統廃合は、このような長年培ってきた学区のもつ教育的意義を抹殺するものであり、子供たちが享受してきた素晴らしい教育条件を押し潰すものである。

五 右の通り、本件は「子供の教育を受ける権利」、父母の就学させる権利という憲法上の権利を侵害するものである。教育委員会に与えられた質務は、「子供の能力に応

じた」学習権を充足し改善するものであり、本件の如きこれを著しく悪化させることは、憲法二六条、教育基本法第一〇条二項に反して違法である。

第四 本件の手続的違法性

法

を昭和四十八年に制定した。

合及び老朽校舎の整備を円滑に推

進するため」（第一条）であり、

職務としては「懇談会は、学校統合問題等についての議論などを実現する

合問題等について懇談して意見統一をはかるとともに、住民の希望

および意見等を調整して、学校統一の方向に導くことを目的とする。

合整備計画の推進に努めるものと

する」（第一二条）とされている。

右懇談会の設置の趣旨は、統廃合

合問題等が地域住民及び子供・父

廿の教育権に不満な施設を北の上
すこと等にかんがみて、各校区代

表及びPTA代表を構成員として、

設置したものである。

この懇談会は、統廃合問題を検

討するためには直接関係住民・父兄が参加する唯一の法的機関であ

が密かに、唯一の法的機関である。

かるに本件干溝小学校廃止処

分をなすにあたっては、右懇談会を設置せずして、一方的になしたものであり、本件廃校処分の手続違反の違法は明らかである。

一 前記昭和四十八年文部省通達は、

「学校統合を計画する場合には、

学校の持つ地域的意義等をも考慮して、十分に住民の理解と協力を得て行なうよう努めること」と指示している。右通達を受けて新潟県教育委員会も「小・中学校の統合分離にあたっては、市町村は地域住民の意志を尊重し、教育的配慮のもとに全体的立場で総合的に判断して決定するものとする。県はこれに対して積極的な指導助言と実情に応じた助成措置を講ずるようする」との通達をだしている。

右二つの通達は、戦後の町村合併およびその後の過疎化のなかで、統廃合が強引に押し進められてきた経過を反省してなされたものである。

強引な統合が、全国各地で紛争をもたらしていたが、これら紛争は単に地域住民の学校に対する愛着というレベルの問題だけでなく、地域・父母と一緒にになった教育の大切さ、学区の持つ教育的意義を訴えるものでもあった。また大規

模学校・学級の問題点が指摘され、他方で小規模学校の良さが見直されてきた時期でもあった。また無理な統合による子供の通学問題も深刻な事態にあった。

このような事態を反映してなさ

れた、この通達はそれ自身合理性を有している。また右通達にあたっては、学校の改革にともなう自治体の財政負担を軽減するため、朽木の立替については三分の二を国補助でまかなうこととして、無理な統合がなされないよう財政的裏付けをした。

本件通達は、直接的には教育内容についてではなく、学校施設に関する通達であり、市町村教育委員会及び市町村長においても、この通達に従つて統廃合に関する教育行政をなすべきである。

本件において、町長が「学区内の意志を充分尊重し、統合については、住民の合意なしでは強行しない」と約束したのは、右通達の趣旨とも一致し、合理的な内容である。

また教育行政は、親の教育権に基づく信託にかかる手続であり、受託者に対しても、教育選択の基本に関して、委託者としての要求を

なし、他方受託者たる教育行政機関はこれを尊重する義務を有することとなる。(世界人権宣言第二六条は、「親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する」と定めている。)

町長は、法律・条例に反しない限り、統廃合の手続についても、これを定めることができる。現に小出町においても「学校統合問題懇談会規則」が昭和四十八年に制定されている。

以上の事情を全体として考慮すと、本件での、千溝小学校統合について「住民の合意なしで強行しない」との約束は、一方で住民に約束としての拘束力が問題となるが、他方で右約束は、住民に対する約束という形態をとりながら、行政側の本件統合問題処理について、手続を「住民の合意を経たうえで統合を進める」と定めたものと解することができる。

従つて本件の如き一方的な廃校処分は手続要件を欠いており、違法といわざるをえない。

一 著しい信義則違反

地方自治体の行政は、法令にもとづかなければならぬと同時にその方法には、信義に従い誠実に実行されなければならないことはいうまで

しなければならないことはいうまでもない。

しかるに、被災及び町当局のところとなる。(世界人権宣言第二六条は、「親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する」と定めている。)

一 昭和四八年教育委員会構想と、当時町長による握り潰し。

昭和四八年当時、教育委員

会は、小出町に適正規模の小学校二校（南北二校案）という教育委員会案を作成した。この案

に対して、千溝地区では学区内小学校がなくなりマイナス点も多いが、子供の教育という観点から、統合に応ずるとの態度にいたった。

ところが、当時の町長は、教育委員会案を一方的に握り潰してしまった。そして、旧小出小学校後地を魚の川改修とともに後地用地として確保する為、また千溝小学校を統合すれば、

国の補助金が三分の二交付されることから、千溝小学校の統合を進めようとした。ところが旧小出小学校に、不適格校舎として、三分の二の国の補助金が出ることが分ると、さっさと小出小学校の改築を行なった。

この町長の施策は、教育委員

会が教育的立場から策定し、千溝地区の住民も同意していた案を、一方的に、教育以外の目的から握り潰してしまうものであり、子供の教育を真剣に考えてきた千溝地区住民の行政に対する失望は大きかった。

(2) 昭和五十五年の改築約束と、約束の一方的破棄

関越高速道路は、千溝地区にインターチェンジを有することとなり、高速道路閑用連用地として、千溝地区住民の土地一五ヘクタール（千溝地区的水田の中心で、耕地の一三%にある）が、買収されることとなった。

ところが右買収が難行し、ために当時の町長は地元に協力要請した。この際地元住民は、当時の町長に対して高速道路用地の確保に協力する見返りとして、千溝小学校の改築要請をおこなった。

昭和五十五年六月、当時の町長横山鉄雄は、学区町内会長との間に、改築約束をしたものである。

ところが桜井現町長が当選すると、同町長は、そのような約束については、引き継いでいな

いという無責任な態度に出た。

学区住民は、改築については

長年の念願であり、当時町長が改築に応ずる約束をしたため、水田の中心部を削りとられる農地買収にも応じてきたのであつた。町長が代っても行政の同一性が失われるものでなく、町政

をあずかるものとして、住民との約束については、当然誠意をもって実行すべきであった。

ところが昭和五十八年春改築陳情がなされると、これをたてにとて逆に廃校手続を進めるという暴挙に出た。

② 「合意なしには強行しない」との念書の一方的破棄

この町側の一方的態度に、地元町内会が廃校反対の決議をな

し、また子供を千溝小学校にあずける父兄たちの殆ど全部が、廃校に反対し改築を要請する陳情書に名前を連ねた。

その後学区住民の反対の態度が明白であったにもかかわらず、行政の最高責任者が、学区住民に文書で約束したものであり、行政がおこなわれると信じて行政がおこなわれると信じていたものである。

右合意は、昭和四十八年文部省通達及び同年の県教育委員会の通達にも沿うもので、合理的な内容を有している。

ところが昭和五十九年十月二十四日、町長は地元に説明と称してやってきた（実際は同月二十六日の教育委員会の廃校決議及び同月三十一日の県教育委員会への廃止届の為の形式を整えるためであった。）が、その場で公然と右念書を破棄する旨述べるにいたった。

本件約束は、町の代表者たる町長（地方自治法第一四七条）と、千溝学区の改築委員会及びPTAとの間に締結された契約である。町長は町を代表すると同時にこれを統轄する地位にある。教育委員会についても、町長の一般的統轄下にある。

統轄合問題についての議会への議案の提出については、教育委員会の意見を聞いて町長がなす（地教行第二九条）こととなり、また設置・廃止の執行については実質的に町長がなす

休校を含む）と説得のなか、同町長は、同年七月四日付けをもって以下の通り、千溝小学校改築委員会委員長及び副委員長、そしてPTA会長及び副会長との間に念書を取り交した。

その内容は

「今までの経過を反省し、今後は、学区民の意志を十分に尊重し、統合については、住民の合意なしでは強行しません」という内容であった。

右合意は、昭和四十八年文部省通達及び同年の県教育委員会の通達にも沿うもので、合理的な内容を有している。

まさに地元の反対運動を抑え回せず、議会決議がなされるやうに念書の破棄宣言を行なってしまった。

町長は右約束をしておきながら、自ら提案にかかる、千溝小学校を廃止するための条例を撤回せず、議会決議がなされるやうに念書の破棄宣言を行なうらないことは自明の理である。

ことなる。その意味において町長の権限は実質的にみても絶大である。

右の通り一方で町を代表し他方で統轄権・執行権を持つ町長の具体的約束は、教育委員会を含めた町自体の町民に対する約束として、効力を有するものである。

本件廃校手続は、右約束に反してなされたものであり、まさに町当局が町民をペテンにかけたといわざるを得ない。

以上の経緯からして、本件廃校処分は著しく信義則に反するものであり、その違法性は著しく、取消はまぬがれない。

昭和五十九年十一月二十四日

弁護士 足立 定夫
 (ほか二十八名略)
 新潟地方裁判所御中



表1 小学4年の算数の教科書

	33年指導要領	43年指導要領
單元数	17	25
ページ数	260	254
かけ算のページ数	52	8
かけ算	64 ×58	2547 ×4398
わり算	6)8742	537)24702
大きな数	万の位	兆の位
大きな数の計算	34567 +17506	50兆÷一万
分数	大きさくらべ $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{3}$	たし算 ひき算
面積	三角形を書く 四角形を書く	<ul style="list-style-type: none"> ・三角形、四角形を書く ・面積 ・立方体、長方形の平行垂直 ・体積
新しい項目		<ul style="list-style-type: none"> ・考えましょう ・なかま調べ(集合) ・長さ、重さのはかり方 ・計算と式 ・図を使った式

表2 毎日雪量等観測表

市町村名 小出町
 観測所名 防雪サブセンタ
 住所地 小出町大字中原

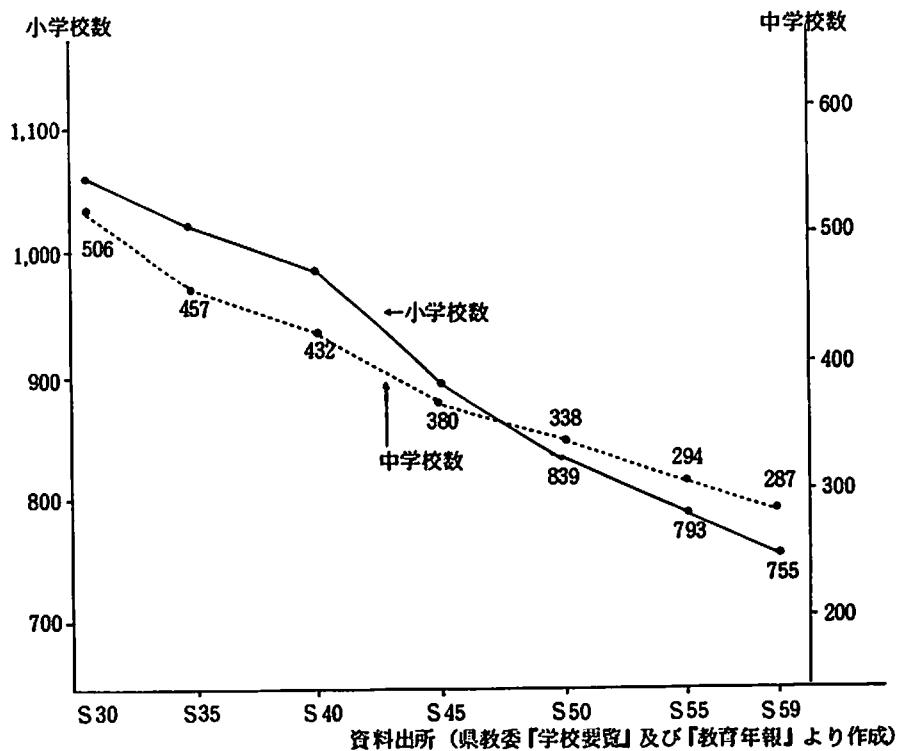
	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
11月	降雪																												20	13	0	0	0	
	積雪																												20	15	10	6		
	気温																																33cm 20cm 20cm	
12月	降雪	0	0	0	4	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	20	39	25	63	55	6	0	0	30	0	46	31	0	8	7	0	20		
	積雪	4	4	1	0	4	5	9	8	6	3	2	1	0	0	1	20	48	46	83	100	94	79	70	86	70	95	107	94	98	92	80	369cm 63cm 107cm	
	気温																																	
1月	降雪	17	0	3	27	39	81	2	8	6	40	51	26	0	0	17	95	48	20	12	3	15	16	36	29	41	35	26	25	28	0	20		
	積雪	100	100	95	84	108	127	170	143	140	131	145	165	166	152	140	143	198	207	230	187	173	170	180	189	195	215	213	225	220	210	205	766cm 95cm 225cm	
	気温																																	
2月	降雪	0	5	44	32	25	49	46	49	29	22	0	2	18	30	28	24	18	25	9	3	0	0	0	0	0	5	41	66	59				
	積雪	212	195	193	214	225	227	250	260	270	263	264	240	240	245	240	243	241	245	248	237	233	213	210	205	201	197	195	214	256	629cm 66cm 270cm			
	気温																																	
3月	降雪	10	2	0	1	68	45	50	15	0	13	26	20	0	0	0	0	8	6	15	5	8	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5日 8日
	積雪	280	254	245	230	228	270	290	325	320	294	297	310	315	295	289	283	268	266	266	272	266	264	261	255	250	249	243	240	235	230	225	300cm 68cm 325cm	
	気温																																	
4月	降雪	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7日 1日
	積雪	220	214	202	195	181	178	175	174	169	162	157	154	150	146	142	139	134	120	109	104	100	88	85	78	71	66	60	50	44	36	7cm 7cm 220cm		
	気温																																	
5月	降雪	0	0	0	0	0	0																									0cm cm 26cm		
	積雪	26	18	11	8	4	0																											
	気温																																	

(注) 降雪は、当日9時に観測した値を専用の欄に記入すること。

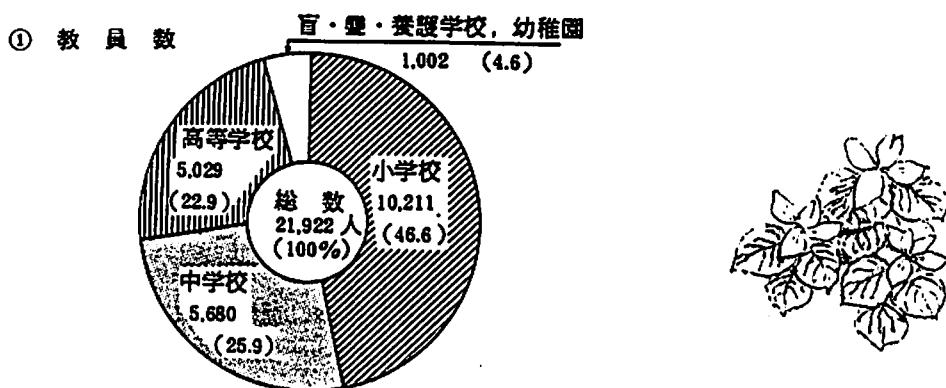
積雪は、当日9時に観測した値を専用の欄に記入すること。

気温は、当日9時に観測した値を専用の欄に記入すること。

資料2 新潟県の小・中学校数の推移（昭和59年5月1日現在）



資料3 新潟県の教員

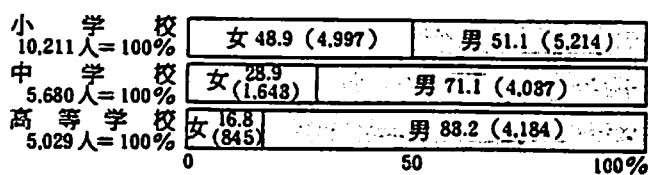


② 教員数の推移

区分	小学校		中学校		高等学校		盲・聾・養護学校		幼稚園	
	教員数	増減	教員数	増減	教員数	増減	教員数	増減	教員数	増減
55年	10,242		5,533		5,068		673		278	
56年	10,322	80	5,572	39	5,007	△61	688	15	279	1
57年	10,254	△68	5,683	111	4,913	△94	684	△4	283	4
58年	10,291	37	5,628	△55	4,976	63	715	31	287	4
59年	10,211	△80	5,680	52	5,029	53	713	△2	289	2

(注) △は減少を表す。

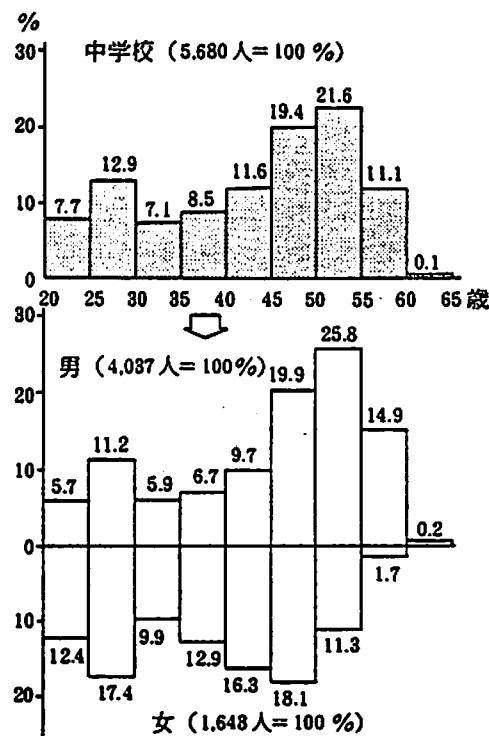
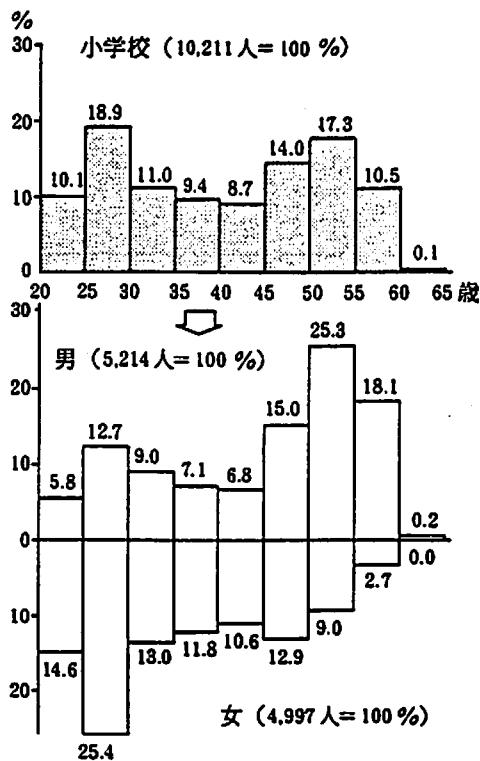
③ 男女別教員構成

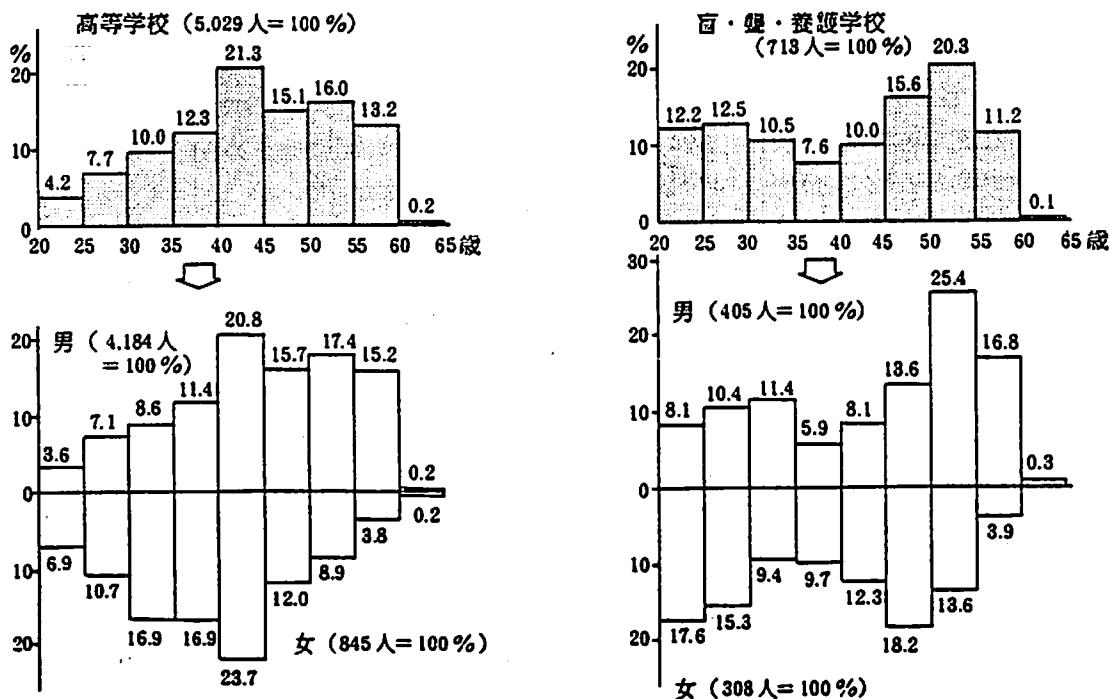


④ 女子教員構成の推移

年度	55	56	57	58	59
小学校	51.1	50.2	49.4	48.8	48.9
中学校	27.8	28.1	28.3	28.5	28.9
高等学校	16.0	16.1	16.3	16.7	16.8

⑤ 年齢構成





⑥ 年齢構成の推移

区分	40～44		45～49		50～54		55～59		60歳以上		
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	
小学校	55年度	1,295	12.6	2,085	20.5	2,048	20.0	740	7.2	5	0.0
	56年度	1,102	10.7	1,863	18.0	2,089	20.2	853	8.3	4	0.0
	57年度	979	9.5	1,724	16.8	1,992	19.4	962	9.4	6	0.1
	58年度	931	9.0	1,561	15.2	1,910	18.6	1,029	10.0	10	0.1
	59年度	887	8.7	1,424	14.0	1,769	17.3	1,074	10.5	11	0.1
中学校	55年度	992	17.9	1,477	26.7	1,008	18.2	406	7.3	3	0.1
	56年度	844	15.1	1,444	25.9	1,067	19.2	477	8.6	4	0.1
	57年度	772	13.6	1,304	23.0	1,199	21.1	541	9.5	3	0.1
	58年度	681	12.1	1,220	21.6	1,210	21.5	602	10.7	3	0.1
	59年度	657	11.6	1,102	19.4	1,228	21.6	629	11.1	8	0.1
高等学校	55年度	784	15.5	806	15.9	847	16.7	467	9.2	15	0.3
	56年度	809	16.1	771	15.4	892	17.8	535	10.7	14	0.3
	57年度	911	18.5	798	16.2	830	16.9	608	12.4	9	0.2
	58年度	988	19.9	774	15.6	844	17.0	636	12.8	10	0.2
	59年度	1,073	21.3	758	15.1	805	16.0	666	13.2	11	0.2

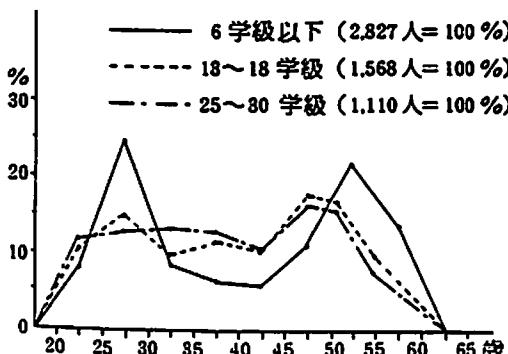
区分	計		25歳未満		25~29		30~34		35~39		
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	
小学校	55年度	10,242	100.0	909	8.9	1,263	12.3	987	9.6	910	8.9
	56年度	10,322	100.0	1,023	9.9	1,463	14.2	1,000	9.7	925	9.0
	57年度	10,254	100.0	1,031	10.1	1,629	15.9	1,010	9.8	921	9.0
	58年度	10,291	100.0	1,067	10.4	1,822	17.7	1,020	9.9	941	9.1
	59年度	10,211	100.0	1,032	10.1	1,933	18.9	1,120	11.0	961	9.4
中学校	55年度	5,533	100.0	178	3.2	378	6.8	424	7.7	667	12.1
	56年度	5,572	100.0	301	5.4	414	7.4	398	7.1	623	11.2
	57年度	5,683	100.0	450	7.9	467	8.2	371	6.5	576	10.1
	58年度	5,628	100.0	438	7.8	563	10.0	370	6.6	541	9.6
	59年度	5,680	100.0	435	7.6	737	13.0	402	7.1	482	8.5
高等学校	55年度	5,068	100.0	104	2.1	419	8.3	555	10.9	1,071	21.1
	56年度	5,007	100.0	94	1.9	396	7.9	501	10.0	995	19.9
	57年度	4,913	100.0	69	1.4	363	7.4	494	10.1	831	16.9
	58年度	4,976	100.0	150	3.0	370	7.4	485	9.7	719	14.4
	59年度	5,029	100.0	210	4.2	386	7.7	502	10.0	618	12.3

⑦ 学校規模別年齢構成

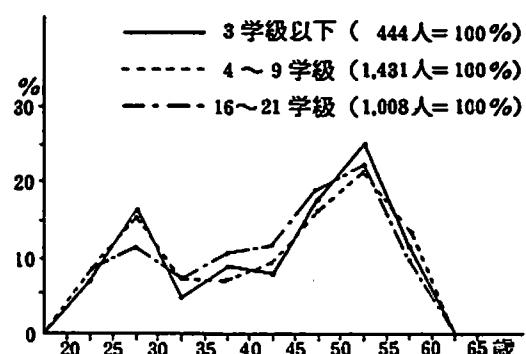
(%)

区分	歳 20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~65	
小学校	6学級以下	7.6	25.1	8.6	6.3	5.6	11.2	21.6	13.9	0.1
	7~12	11.2	20.5	9.5	7.2	7.0	13.3	18.5	12.6	0.2
	13~18	10.3	15.0	9.8	11.4	10.3	17.4	16.6	9.1	0.1
	19~24	11.5	16.1	12.6	11.1	11.2	14.5	14.1	8.7	0.2
	25~30	11.6	12.7	13.1	12.9	10.4	16.4	15.5	7.4	—
	31学級以上	10.5	17.0	17.3	12.2	11.4	13.4	12.1	6.0	0.1
中学校	3学級以下	7.2	16.4	5.0	8.6	7.9	17.7	25.2	11.5	0.5
	4~9	8.2	15.8	7.1	7.2	9.4	16.7	21.8	13.6	0.2
	10~15	7.6	13.2	7.3	6.9	12.0	20.1	21.2	11.7	—
	16~21	8.5	11.7	7.2	10.5	11.6	19.0	22.1	9.4	—
	22学級以上	6.8	10.0	7.4	9.6	14.3	22.1	20.4	9.2	0.2

小学校



中学校



⑦ 現任校在職年数別教員構成

(%)

区分	3年未満	3年以上～5年未満	5～7	7～10	10～15	15～20	20年以上
小学校	72.2	17.6	8.6	1.3	0.2	0.1	0.0
中学校	66.1	18.6	9.5	4.4	1.0	0.3	0.1
高等学校	39.9	16.2	10.5	9.0	8.6	7.5	8.3

⑧ 学校規模別現在校在職年数別教員構成

・小学校

区分	合計		6学級以下		7～12		13～18		19～24		25～30		31学級以上			
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
教職年数	5年未満	2,538	1,059	1,479	349	469	185	283	147	207	197	281	99	128	82	111
	5年以上～10年未満	1,638	570	1,066	147	276	80	211	94	124	139	217	58	114	52	124
	10～15	810	342	468	53	84	37	71	62	75	84	115	56	71	50	52
	15～20	897	367	530	69	84	47	74	79	106	90	107	44	94	38	65
	20～25	992	473	519	121	85	80	75	79	96	109	135	51	73	33	55
	25～30	1,328	835	493	288	82	150	94	134	85	147	103	68	87	48	42
	30～35	1,106	836	270	317	52	168	51	120	53	122	53	66	41	43	20
	35～40	877	720	157	300	40	167	28	83	20	100	38	39	19	31	12
	40～45	27	12	15	8	3	1	1	1	3	1	5	1	1	—	2
	計	5,214	4,997	1,652	1,176	915	888	799	769	989	1,054	482	629	377	483	
現任校在職年数	3年未満	7,377	3,867	3,510	1,368	935	694	665	557	516	684	697	323	390	241	307
	3年以上～5年未満	1,802	868	934	216	158	152	152	145	172	189	211	90	136	76	105
	5～7	873	387	486	56	70	60	62	77	72	87	126	62	93	45	63
	7～10	133	72	61	11	12	7	8	15	8	21	18	6	8	12	7
	10～15	18	13	5	1	—	1	—	3	1	6	2	1	1	1	1
	15～20	7	7	—	—	—	1	—	2	—	2	—	—	—	2	—
	20年以上	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
計		5,214	4,997	1,652	1,176	915	888	799	769	989	1,054	482	628	377	483	

・中学校

区分	合計		3学級以下		4～9		10～15		16～21		22学級以上			
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
教職年数	5年未満	1,128	729	399	53	42	198	116	149	91	140	72	189	78
	5年以上～10年未満	496	279	217	39	13	59	78	68	53	41	31	72	42
	10～15	356	194	162	14	11	36	39	38	33	46	37	60	42
	15～20	594	365	229	26	11	75	55	81	36	70	39	113	88
	20～25	1,125	812	313	75	13	180	67	196	75	139	53	222	105
	25～30	881	691	190	50	—	180	38	148	39	130	37	183	76
	30～35	768	656	112	60	5	187	17	140	31	104	22	165	37
	35～40	329	309	20	31	1	100	6	77	5	46	1	55	7
	40～45	45	3	2	1	—	—	—	2	—	—	—	—	1
	計	5,680	4,037	1,843	348	96	1,015	416	899	363	716	292	1,059	476

区分		合計			3学級以下		4~9		10~15		16~21		22学級以上	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
現任校在職年数	3年未満	3,751	2,699	1,052	286	74	722	278	601	237	462	188	628	275
	3年以上~5年未満	1,058	719	339	38	13	157	89	162	71	142	56	220	110
	5~7	537	373	164	17	9	87	29	88	33	62	32	119	61
	7~10	251	182	69	6	—	40	11	31	18	39	14	66	26
	10~15	59	42	17	1	—	4	7	11	4	7	2	19	4
	15~20	17	15	2	—	—	5	2	3	—	3	—	4	—
	20年以上	7	7	—	—	—	—	—	3	—	1	—	3	—
計		5,680	4,037	1,643	348	96	1,015	416	899	363	716	292	1,059	476

資料出所（県教委『本務教員構成調査』昭和59年5月1日）

資料4 新潟県の暴力・非行（非行少年の補導状況）昭和59年10月末現在

① 少年非行の概況

区分	総数	刑法犯で補導した少年			特別法犯で補導した少年		
		犯罪少年	触法少年	計	犯罪少年	触法少年	計
昭59(1~10)	4,439	2,846	1,222	4,068	364	7	371
昭58(1~10)	5,534	3,457	1,567	5,024	481	29	510
増減額	△1,095	△611	△345	△956	△117	△22	△139
増減率(%)	△19.8	△17.7	△22.0	△19.0	△24.3	△75.9	△27.3

② 学職別（特別法犯を除く）

区分	総数	学生・生徒					有職少年	無職少年
		小計	小学生	中学生	高校生	その他		
昭59(1~10)	4,063	3,502	337	1,870	1,180	115	327	239
構成比	100	86.1	8.3	46.0	29.0	2.8	8.0	5.9
昭58(1~10)	5,024	4,396	340	2,603	1,334	119	344	284
増減数	△956	△894	△3	△733	△154	△4	△17	△45
増減率(%)	△19.0	△20.3	△0.9	△28.2	△11.5	△3.4	△4.9	△15.8

③ 罪種別（特別法犯を除く）

区分	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	うち 方引き	知能犯	風俗犯	その他
昭59(1~10)	4,068	41	422	3,353	1,923	108	25	119
構成比	100	1.0	10.4	82.4	47.3	2.7	0.6	2.9
昭58(1~10)	5,024	35	520	4,095	2,342	138	38	198
増減数	△956	6	△98	△742	△419	△30	△13	△79
増減率(%)	△19.0	17.1	△18.8	△18.1	△17.9	△21.7	△34.2	△39.9

④ 校内暴力

区分	件 数				補導人員				被害者数				
	対 教 師	生徒間		施設等損壊	計	対 教 師	生徒間		施設等損壊	計	教 師	生 徒	施設等損壊
		校内	校外				校内	校外					
昭59(1~10)	(2) 33	(2) 70	8	7	(2) 118	(6) 38	(6) 81	9	13	(6) 141	31	(2) 56	(2) 91
昭58(1~10)	(1) 31	(3) 33	15	4	(5) 83	(1) 41	(8) 118	71	11	(7) 241	(1) 43	(7) 76	(8) 4
増減数	2	37	△7	3	35	△3	△37	△62	2	△12	△12	△20	△32
増減率(%)	6.5			75.0	42.2				18.2				

(注) : () 内は高校生を内数で示す。

⑤ 不良行為少年

行為別	学職別	総 数	前 年 同 期	未 就 学 児	学生・生徒				有 職 少 年	無 職 少 年
					小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ 学 の 生 ・ 他 生 の 徒		
飲 酒		1,361	1,476			61	469	152	500	179
喫 煙		10,858	10,486		1	477	2,890	1,109	4,666	1,715
薬 物 亂 用		39	85			1	14	1	13	10
凶 器 携 帯		6	13			5			1	
乱 暴 、 けんか		136	131			56	24	2	41	13
た か り		14	16		1	9	1		1	2
深 夜 は い か い		10,677	9,275	1	20	803	3,689	660	3,827	1,677
家 出		225	218		18	100	44	2	22	39
無 断 外 泊		102	100			15	39	5	21	22
不 純 異 性 交 遊		189	185			19	50	5	70	45
婦女誘惑、いたずら		5	8						4	1
不 良 交 友		1,051	1,269	1	7	320	330	25	214	154
怠 学		757	577		15	225	442	75		
怠 業		56	61						56	
不 健 全 娱 楽		459	709		9	44	244	14	55	93
金 品 持 出 し		39	40		5	20	11	1	1	1
暴 走 行 為		3,063	3,141		1	49	1,663	147	870	333
そ の 他		1,511	1,587	5	162	806	358	28	87	65
合 計		30,548	29,377	7	239	3,010	10,268	2,226	10,449	4,349
前 年 同 期				6	328	3,330	9,771	1,913	9,978	4,051
増 減 数		1,171		1	△89	△320	497	313	471	298
増 減 率 (%)		4.0		16.7	△27.1	△9.6	5.1	16.4	4.7	7.4